

---

# 使用済紙おむつの再生利用等の導入にあたり 活用可能な政府支援策の例

---

# 使用済紙おむつの再生利用等の導入にあたり活用可能な政府支援策



- 使用済紙おむつの再生利用等の導入にあたり、地方公共団体や再生利用等事業者、排出事業者等向けの活用可能な政府支援策は以下のとおり（一部の補助メニューはリースを活用可能。）。

事業名	概要・対象事業	対象事業者	補助率・交付率等	使用済紙おむつの再生利用等での活用事例
一般廃棄物処理施設の整備に関する交付金（循環型社会形成推進交付金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市区町村等が行う以下の<b>一般廃棄物処理施設整備事業の一部を支援</b>するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）</li> <li>➢ 最終処分場</li> <li>➢ マテリアルリサイクル推進施設</li> <li>➢ 有機性廃棄物リサイクル推進施設</li> <li>➢ 上記に係る調査・計画支援事業 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市区町村（一部事務組合、広域連合含む）</li> <li>● PFI法で規定する特定事業を実施する市区町村</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 / 3 （高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1 / 2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 西天北五町衛生施設組合（北海道幌延町、豊富町、天塩町、遠別町、中川町） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 令和3年に破碎・発酵・乾燥処理による燃料製造装置を設置。</li> </ul> </li> </ul>
プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省CO2型の以下の<b>プラスチック資源循環設備の導入支援を行うもの</b>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 廃プラスチックのリサイクルに必要な破袋、破碎、洗浄、脱水、異物除去等の前処理設備、選別及び押し出し機等の原料化する設備等 ※紙おむつ等の複合素材を含む</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間事業者・団体等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 / 3（大企業）、1 / 2（中小企業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式会社浜田（京都府亀岡市） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 令和5年度採択。洗浄・分離処理によるパルプ・プラスチック回収設備等を導入。</li> </ul> </li> <li>● 株式会社公清企業（北海道石狩市） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 令和6年度採択。洗浄・分離処理によるパルプ・プラスチック回収設備等を導入。</li> </ul> </li> </ul>
脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複合素材プラスチック（紙おむつ含む）等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、<b>リサイクルプロセスの省CO2化に向けた以下の実証事業を支援</b>するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 代替素材事業：バイオマス由来プラスチックや再生可能資源素材の社会実装にあたって技術的な課題の解決に資する実証</li> <li>➢ リサイクル事業：現状ではリサイクル困難なプラスチック等をリサイクルするための技術的な課題を解決するための実証</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間事業者・団体、大学、研究機関等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託事業</li> <li>● 間接補助事業 1 / 3（大企業）、1 / 2（中小企業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 栗田工業株式会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 令和3年度採択。使用済紙おむつ由来プラスチックのリサイクルプロセス実証事業</li> </ul> </li> <li>● 住友精化株式会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 令和6年度採択。使用済紙おむつから分離したSAPのケミカルリサイクル実証事業</li> </ul> </li> <li>● TOPPAN株式会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 令和6年度採択。使用済紙おむつプラスチックのマテリアルリサイクル実証事業</li> </ul> </li> </ul>
使用済紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用済紙おむつの再生利用等を導入・検討しようとする<b>自治体に対し、施策実施に必要な調査等への費用の支援やコンサルティング等を通じて、必要な支援を行うもの</b>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 排出者への意向調査</li> <li>➢ 使用済紙おむつの分別回収の周知</li> <li>➢ 使用済紙おむつの回収支援（回収ボックスの設置、収集運搬支援等） 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 180万円／件 ※令和8年度は上限金額引き上げを検討中。</li> </ul>	<p>R4：愛媛県松山市、鹿児島県志布志市、大崎市 R6：神奈川県座間市、大井町、千葉県山武市、愛知県名古屋市、和歌山県橋本市、福岡県筑前町、佐賀県鹿島市 R7：神奈川県大井町、松田町、長野県上田市、静岡県浜北市、袋井市、愛知県春日井市、高知県梶原町、鹿児島県喜界町、福岡県宮若市外二町じん芥処理施設組合</p>

# 使用済紙おむつの再生利用等の導入にあたり活用可能な政府支援策



事業名	概要・対象事業	対象事業者	補助率・交付率等	使用済紙おむつの再生利用等での活用事例
地域の資源循環促進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、<b>地域の廃棄物の資源化を目的とした循環型ビジネスモデル構築実証事業の実施等を支援</b>するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者・団体等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニ・チャーム株式会社（実施地域：鹿児島県志布志市、大崎町） <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度採択。紙おむつの水平リサイクル、手ぶら登園サービス、汚泥等のバイオマス発電などによる地域課題解決型リサイクルの実施。</li> </ul> </li> </ul>
地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で排出され、主に焼却・埋立されている<b>資源性廃棄物の回収・選別・再資源化を支援</b>するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施可能性調査・モデル実証事業</li> <li>回収・選別・再資源化のための技術実証・設備補助</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者・団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負事業</li> <li>間接補助事業 1/3（大企業）、1/2（中小企業）</li> </ul>	—
地域共生型廃棄物発電等導入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）</li> <li>廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者・団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/3（上限1.5億円）</li> </ul>	—
【税制】 再資源化事業等高度化設備の設置等に係る税制上の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化事業等高度化法に基づき認定を受けた事業者が、その用に供する<b>再資源化事業等高度化設備の取得又は製作をする際に、税制上の優遇措置（特別償却または税額控除）を通じて必要な設備投資を支援</b>するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、高度再資源化事業（類型1）、高度分離・回収事業（類型2）に限る。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度再資源化事業（類型1）、高度分離・回収事業（類型2）の認定を受けた事業者</li> </ul>	<b>【特例措置の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人税（特別償却）：通常の減価償却に特別償却（対象設備の取得価額の35%）を上乗せして損金算入可能</li> <li>固定資産税：認定対象施設における設備の固定資産税の課税標準価格を1/2にする</li> </ul>	
【金融支援】 環境・エネルギー対策資金（再資源化事業等高度化法関連） （日本政策金融公庫）	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業や個人企業・小規模事業者が、再資源化事業等高度化法に基づく高度再資源化事業計画等を実施する際に、<b>低利融資によって必要な設備資金や運転資金を調達できるよう支援</b>するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象用途：設備資金、運転資金（中小企業向けについては、再資源化工程高度化計画は設備資金に限る）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化事業等高度化法に基づく、高度再資源化事業計画などの認定事業者</li> </ul>	<b>【融資限度額】</b> ※利率等は、日本政策金融公庫ウェブサイトを参照。 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人企業・小規模事業者（国民生活事業）：7,200万円（うち運転資金4,800万円）</li> <li>中小企業（中小企業事業）：直接貸付7億2千万円、代理貸付1億2千万円</li> </ul>	

---

## 各支援策について

---



【令和8年度予算案額 28,562百万円（27,441百万円）】環境省  
【令和7年度補正予算額 65,346百万円】

## 一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

### 1. 事業目的

- ①市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ②平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び脱炭素化への取組を推進する。

### 2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金による支援が不可欠であるとともに、持続可能な廃棄物処理体制の確保に向けた都道府県による長期広域化・集約化計画の策定への支援も必要である。具体的には、以下の施設整備事業の一部を補助する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業
- ・都道府県が策定する長期広域化・集約化計画策定支援事業 等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3（一部2/5、1/2、3/5）等）
- 交付対象 都道府県、市町村等
- 実施期間 平成17年度～（一部令和9年度まで）

### 4. 施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より高上げすることで施設への浸水被害を回避



# プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



環境省

【令和8年度予算案額 7,297百万円 (4,280百万円)】  
【令和7年度補正予算額 3,000百万円】



脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

## 1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB（リチウム蓄電池）等）や、金属資源及びベース素材等を省CO2で確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

## 2. 事業内容

### ① 省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・ 効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・ 再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・ プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・ 複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- ・ 紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

### ② 再エネ関連製品・金属資源・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

資源循環を促進するため、再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、レアメタルを含むe-scrapなどの金属資源及びベース素材の再資源化を行う高度なリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備



太陽光パネルリサイクル設備

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ





プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

## 1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

## 2. 事業内容

- これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- 今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

### ① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

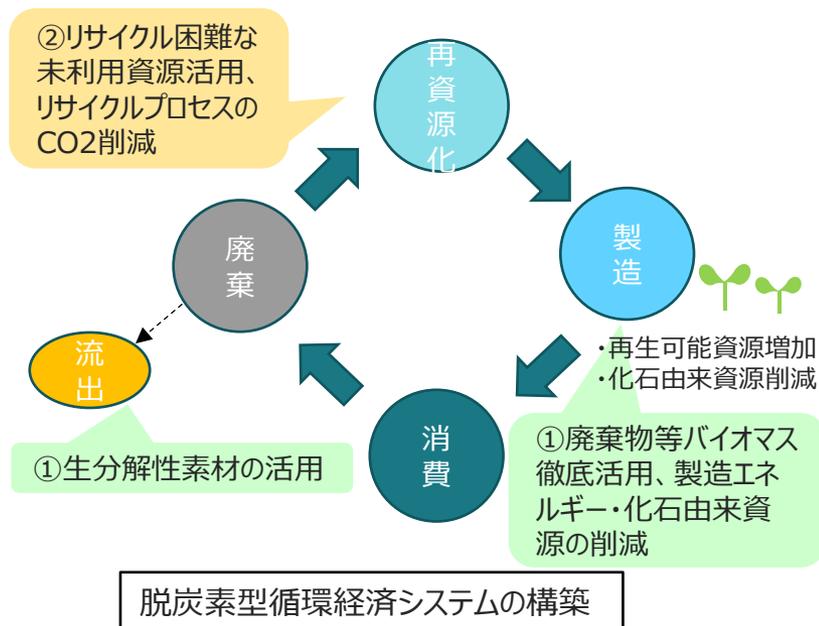
### ② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



# 使用済紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援事業



## (1) 事業目的

使用済紙おむつの再生利用等の導入を検討しており、そのために必要な調査や住民啓発活動等を行う全国の地方公共団体を支援すること。

## (2) 対象者

都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合を含む）  
※複数の自治体等の共同提案も可能。  
※費用の支援上限額・件数は、公募時の情報を参照。

## (3) 事業内容

申請者の事業計画に沿って、技術的支援（例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、効果測定の実施等）を行うとともに、以下の例をはじめとする事業実施に係る実費の全額または一部を支援。

- ①排出者への意向調査
- ②使用済紙おむつの分別回収の周知
- ③使用済紙おむつの回収支援（回収ボックスの設置、収集運搬支援等） 等



## 支援事例（令和7年度）

### ①神奈川県大井町

概要：排出事業者への説明・ヒアリングを行い、協力体制の構築を図る。また、施設利用者や処理業者、町民を対象に、講演会を実施し、再生利用事業に対する町内全体の機運醸成を図る。

### ②神奈川県松田町

概要：家庭系使用済み紙おむつの排出量や排出時の問題点、再生利用の意見・課題等をアンケート調査を通して把握する。

### ③長野県上田市

概要：使用済み紙おむつの再資源化方法を検討し、燃焼試験費用の補助や臭気対策袋の導入試験を通じて、保育施設に限らず、病院や福祉施設から出る紙おむつを再資源化する体制の構築に取り組む。

### ④静岡県浜松市

概要：保育・介護施設等を対象に排出実態や協力可否を把握するアンケートを実施し、実証事業の知見を基に処理シミュレーションと収支モデルを作成することで、再生利用の実施に向けた調査を進める。

### ⑤静岡県袋井市

概要：地域性、年齢構成、介護保険サービスの利用頻度等の差異を加味し、可燃ごみに含まれる使用済み紙おむつの混入量を調査。視察等を通じて再資源化処理方式を選定し、市内部や市議会へ説明を行う。

### ⑥愛知県春日井市

概要：商工会議所・市・民間事業者が連携し、介護・医療施設での分別回収の試行やヒアリング、分離処理実験による歩留まりの確認、再生資源の品質検査、処理設備の許認可調査、採算性・ビジネスモデルの検討等を実施する。

### ⑦高知県梶原町

概要：施設の対象者は10名を想定。一定数の紙おむつを、介護施設に設置したおむつ洗浄装置で洗浄・回収し、経済性・環境影響・現場負担等の評価を行う。また、関係者に対する紙おむつリサイクル説明会等により町内の機運醸成を図る。

### ⑧鹿児島県喜界町

概要：高齢者福祉施設や保育施設を対象に排出状況を調査し、再生利用施設や収集運搬に関する町内外の事業者へ意向調査や啓発活動を行う。

### ⑨宮若市外二町じん芥処理施設組合(福岡県)

概要：宮若市、小竹町、鞍手町の連携により、事業所や住民を対象に使用済み紙おむつリサイクルに関する意向調査を実施。分別・回収方法の実現可能性を把握し、住民の意識醸成を進め、施設導入に向けた基盤整備を目指す。



【令和8年度予算案額 104百万円（99百万円）】

うち、本省予算額 76百万円（99百万円）  
うち、地方予算額 27百万円（新規）

【令和7年度補正予算額 364百万円（205百万円）】

地域の循環資源を活かした持続可能な経済・社会の形成に向け、資源循環に係る自治体の取組をビジョンから事業化までを包括的に支援し、地域発の循環型ビジネスの創出と全国展開を促進します。

## 1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、全国7地域で「資源循環自治体フォーラム」を開催し、平時は地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、関係主体の連携・交流を促進することにより、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。さらに、地域での事業化を志向する自治体に対し、先進事例に取り組むマイスターによる資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、ビジョンの作成やモデル実証事業の支援を行うとともに、創出されたビジネスの実装に向け、自治体、地元企業、地域住民が連携した体制構築と継続的なフォローアップを実施する。あわせて、こうした取組を先導する中核人材の育成を推進し、全国的な循環経済への移行を促進する。

## 2. 事業内容

### ① 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援（当初）

各地域の資源循環の取組情報を発信する「資源循環自治体フォーラム」全国7地域での開催と、平時においては地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施する。

### ② 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援（補正）

マイスターが参画し、アンケートやデータから、再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環に関するポテンシャル等を診断する。診断結果を基に、地域の特性に応じた有望分野や施策を特定して、地域へのメリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成。作成後は、新規実証事業化に向けた継続的なフォローアップを行う。

### ③ 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援（補正）

マイスターが参画し、地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施。実証後は事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けたフォローアップを行う。

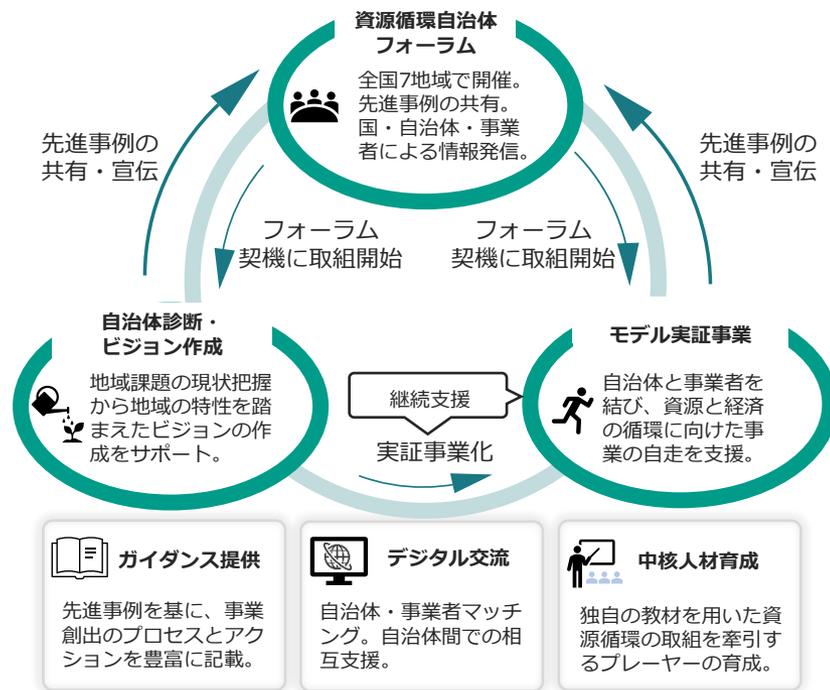
### ④ 資源循環の取組を伴走支援するツールの提供と改善（補正、当初）

ビジョン作成や実証の実施、フォローアップで得られた知見を踏まえ、資源循環推進に向けた事業創出プロセスやアクションを整理・体系化したガイダンスを適宜ブラッシュアップを行い、実践的な支援ツールとして提供する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 補正：令和7年度、当初：令和7年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ





地域資源を活用した再生材の地域への供給を強化することで、新たな付加価値創出・地域経済活性化を図ります。

## 1. 事業目的

地域資源の活用を促進するため、地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）、廃油、建設廃棄物、SAF原料などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化の取組を支援し、地域循環経済への移行と地域経済の活性化を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業

複合素材や焼却灰、建設廃棄物、バイオマスなどの再資源化困難物について、地域特性に応じた資源循環ルートの構築を目指し、実施可能性調査やモデル実証を支援する。重点分野として、廃家具等の複合系、建設廃棄物等の土石系、カーオイル等の化石系、SAF原料等のバイオマス系を想定し、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援し、地域連携を促進する。

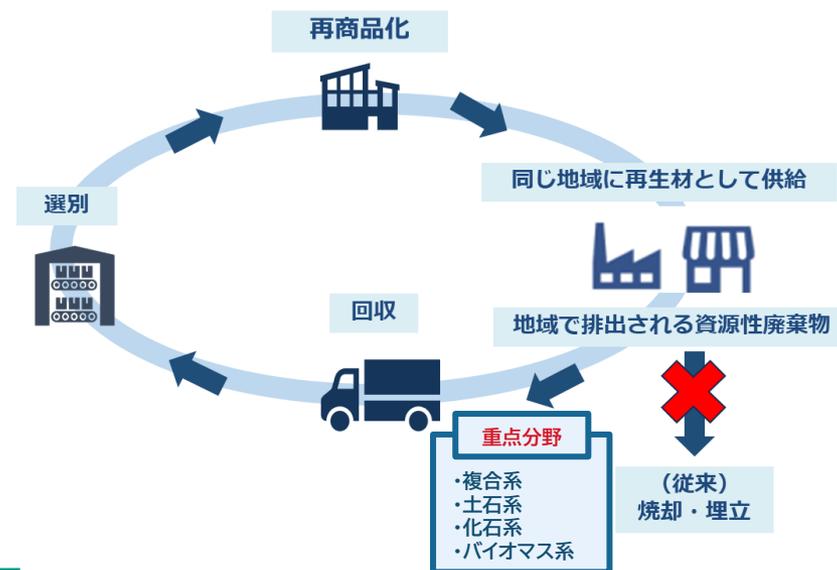
### ② 地域資源の活用に向けた再資源化のための技術実証・設備導入支援

焼却・埋立てされている再資源化困難物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態  
請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）  
民間事業者・団体等
- 実施期間  
令和7年度

## 4. 事業イメージ





地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進します。

## 1. 事業目的

- 再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電や廃棄物由来の燃料製造等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進する。
- PCBを含有した変圧器等を高効率製品に交換にすることによるCO2削減推進、脱炭素化を推進する。

## 2. 事業内容

### (1) 地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業

再生利用が困難な廃棄物からの熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入等による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援し、**創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す。**

本事業では、地域貢献等の要件を満たす事業の廃熱を高効率で熱回収する設備（熱や電気等を施設外でも利用すること）及び廃棄物から燃料を製造する設備（燃料が地域内産業で使用されること）の費用の一部を補助する。

※設備補助は高効率や高度化事業に資する改修・更新の場合も対象。

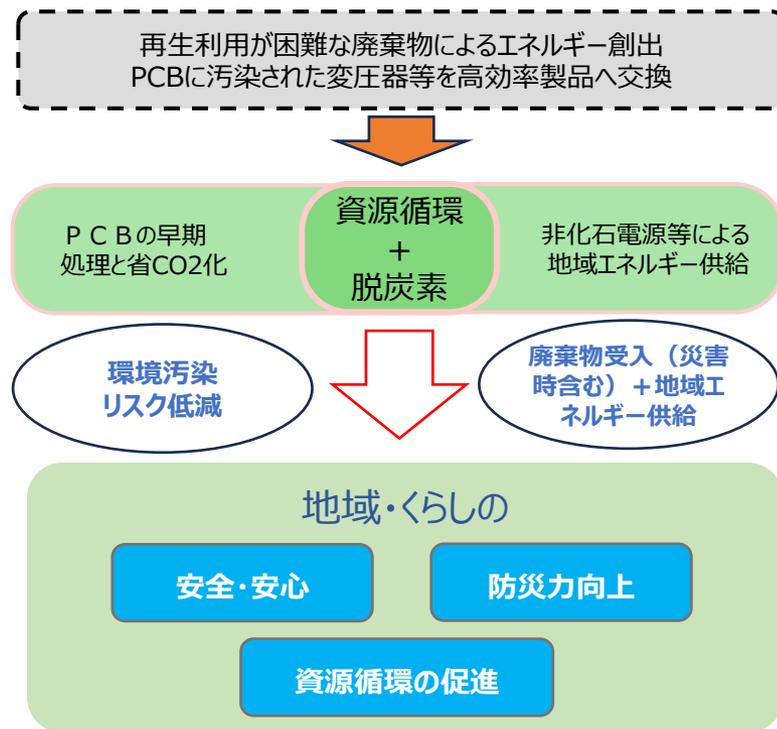
### (2) PCBを含有した変圧器等の高効率化によるCO2削減推進事業

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、**交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図る**ため、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBを含有した変圧器等の高効率製品への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：
  - (1) 熱回収事業 補助率1/3 (上限1.5億円 但し、発電能力2MW以上は3億円、5MW以上は5億円)
  - 燃料製造事業 補助率1/3 (上限1億円 但し、高度化設備導入の場合は1.5億円)
  - (2) 補助率 1/3 (上限100万円)、1/10
- 補助対象： 民間事業者・団体
- 実施期間： (1) 令和7年度～令和11年度、(2) 令和7年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



# 再資源化事業等高度化法の認定に係る税制措置等について



## 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

### 措置内容

期間：令和8年3月31日まで→2年間の延長を盛り込んだ改正案を提出予定

- 認定「高度再資源化事業計画」又は認定「高度分離・回収事業計画」に基づき設置する廃棄物処理施設における取得設備の**固定資産税の課税標準価格を1/2**とする。

## 再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（法人税）

### 措置内容

期間：令和10年3月31日まで

- 「高度再資源化事業計画」又は「高度分離・回収事業計画」の認定を受けた者が、廃棄物処理施設を構成する機器等のうち特に環境大臣らが高度と認めるものを取得又は製作をして、事業を実施した場合において、その取得価額の**35%の特別償却**を認める。

## 再資源化事業等高度化法に係る財政投融資制度の拡充（財投）

### 措置内容

期間：令和7年度から4年間

- 認定「高度再資源化事業計画」、認定「高度分離・回収事業計画」、認定「再資源化工程高度化計画」に基づき実施する廃棄物処理施設の新設又は更新に必要な設備資金及び運転資金に対して、国民生活事業・中小企業事業の両方において、**特別利率③での財政投融資**を可能とする制度を拡充。